

単位:万円

会計名	特別会計					
	歳入 45億7,602万円			歳出 44億2,248万円		
	決算額	前年度	対前年比	決算額	前年度	対前年比
御代田財産区	1,404	1,496	-6.1%	1,358	1,435	-5.4%
小沼地区財産管理	858	432	98.6%	824	391	110.7%
住宅新築資金等貸付事業	2,565	2,651	-3.2%	2,513	2,644	-5.0%
国民健康保険	119,522	113,176	5.6%	112,816	105,874	6.6%
老人保健医療	103,048	103,979	-0.9%	102,551	103,960	-1.4%
介護保険事業	80,782	73,326	10.2%	79,300	72,238	9.8%
御代田町簡易水道事業	32,601	17,524	86.0%	28,015	14,019	99.8%
小沼地区簡易水道事業	12,482	12,483	0.0%	11,025	10,985	0.4%
公共下水道事業	100,140	133,814	-25.2%	99,689	133,332	-25.2%
農業集落排水事業	3,361	3,401	-1.2%	3,326	3,362	-1.1%
個別排水処理施設整備事業	839	813	3.2%	831	801	3.7%
合計	457,602	463,095	-1.2%	442,248	449,041	-1.5%

単位:万円

平成17年度 起債残高(普通会計)	
77億3,772万円	
借入先	金額
政府資金	252,478
公営企業金融公庫	181,638
市中銀行	161,046
その他	178,610
合計	773,772

単位:万円

平成17年度 起債事業	
事業名	起債額
義務教育施設整備事業債	4,960

※普通会計に含まれるものは、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計と小沼地区財産管理特別会計です。

### 特別会計の決算は？

【特別会計】特別会計は11会計で、それぞれ目的に沿った事業を推進しました。このうち、介護保険特別会計は高齢社会を反映し、給付費の増加により、前年比7,062万円、9.8%増となり、国民健康保険特別会計も保険給付費等の増により6,942万円、6.6%増となっています。小沼地区財産管理特別会計は管理地の売却などにより前年比433万円、110.7%増、御代田簡易水道特別会計は配水池築造などにより前年比1億3,996万円、99.8%増となっています。

総務費は人件費の減、基金への積立金の減少などにより、前年比1億6,750万円、20.2%減となりました。民生費は障害者等共同作業所建設事業などの減により前年比1億3,330万円、12.1%の減、衛生費は井戸沢処分場浸出水ろ過工事の減などにより、前年比6,575万円、14.3%減となりました。農林水産業費は前年比3,092万円、13.3%減で、野菜指定産地経営改善事業経費のトラクタ1洗浄施設設置補助金の減などによるものです。災害復旧費は前年比2,942万円、96.1%減となりました。農林水産業施設災害復旧、公共土木施設災害復旧で、ともに台風などによる災害復旧工事が減少したことによるものです。

# 飲酒運転

安全運転の町「御代田」

交通安全の町宣言……………昭和37年3月12日  
飲酒運転撲滅の町宣言……………昭和50年6月26日

【問い合わせ先】総務課庶務係  
☎32・3111(内線24番)

## 飲んだら乗らない。乗るなら飲まない？ 車が無ければ運転できない。物理的に！

全国各地で交通事故による犠牲者が後を絶ちません。特に福岡市で発生した幼児3人が犠牲となった痛ましい事故を始め、その報道がされてからもなお飲酒運転による事故が発生しています。

全国的に警察や行政、交通安全協会が中心となって交通事故・飲酒運転の撲滅に向け活動を行なっています。飲酒運転は「悪質な犯罪」です。道路交通法では酒酔い運転は下の表のとおり刑事罰の対象です。車は走る凶器。事故を起こさなければ、捕まらなければ、自分だけは大丈夫と高をくくり、酒を飲んで運転することは「確信犯」です。

御代田町には、佐久交通安全協会御代田支部があります。現在は、支部長の竹内重治さんと支部役員、各区から選出された代議員を含めた119名が活動をしています。

主な活動としては、

- 毎年新入学児童に黄色い安全帽子を配布
- 年4回の交通安全運動で、通勤時間の啓発活動や交通指導所を設置
- 龍神まつりや各種事業で事故防止の活動

など、行政や警察と連絡を密にしながら交通事故・飲酒運転の防止・撲滅に向けた活動をしています。

事故を引き起こし、人に怪我をさせ、最悪の場合には死亡させてしまう。相手とその家族、自分や自分の家族の人生を狂わせてしまう権利は誰にもありません。

飲酒運転に限って言えば「飲んだら乗らない。乗るなら飲まない」の一步前「酒の席に車を運転していかない」という簡単明瞭な撲滅策があるように思います。御代田町は、昭和37年3月12日「交通安全の町宣言」、昭和50年6月26日「飲酒運転撲滅の町宣言」をしています。

飲酒運転が「悪質な犯罪」であることを肝に銘じ、絶対にしない、させない環境をつくって行きましょう。

状態等	罰則等
酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
同乗者や飲酒を勧めた人	ほう助罪が適用される場合があります。